

●香川県告示第104号

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の機関が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、香川県政府調達苦情処理手続（平成27年香川県告示第103号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約の制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでその職務を行うものとする。

(秘密保持義務)

第3条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第6条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務事務集中課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年香川県公告第90号。以下「旧要綱」という。）第1条の規定により置かれた香川県政府調達苦情検討委員会（以下「旧委員会」という。）は、第1条の規定により置かれた委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第2条第2項の規定により委嘱された旧委員会の委員である者は、この要綱の施行の日に、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧要綱第2条第2項の規定により委嘱された旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。